

山 青 森 県 報

第千九百八十三号

平成十四年二月十三日 (水曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜 産 課) …… 二
- 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) …… 三

公 告

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課) …… 三
- 右 同……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 土地改良事業施行協議の適当の決定……………(農 林 水 産 事 務 所) …… 五

告 示

青森県告示第四十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	年指月日
パンドール株式会社	弘前市大字西三丁目六	訪問介護	パンドール株式会社 介護事業部	青森市大字筒橋五	平成 一四・一・三
有限会社光カ	北津軽郡板柳町実田七二の四	福祉用具貸与	まちだ福祉用具貸与	北津軽郡板柳町実田七二の四 まちだ館一階	〃
社会福祉法人柏友会	西津軽郡柏木村大字桑野二五	痴呆対応生活介護	グループホーム 桑寿園	西津軽郡柏木村大字桑野二五	〃
社会福祉法人幸友会	北津軽郡中里町大字田茂三	痴呆対応生活介護	グループホーム きりん	北津軽郡中里町大字田茂三	〃

特定非営利活動法人福地カリーリック	三戸郡福地村大字坨渡字下六	痴呆対応型共同生活介護	グループレス「イル荘」	三戸郡福地村大字坨渡字下六	"
特定非営利活動法人アシスト	三戸郡名川町大字下名久井青柳四の一	痴呆対応型共同生活介護	グループホセせせらぎ荘	三戸郡名川町大字下名久井青柳四の一	"
有限会社ちくば会	三戸郡福地村大字坨渡字館二の七	通所介護	デイサービスちくば	三戸郡福地村大字坨渡字館二の七	"
有限会社楓会	三戸郡福地村大字坨渡字館二の七	訪問介護	ヘルパーステーション	三戸郡福地村大字坨渡字館二の七	"

青森県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指年月日
	バンドーアパレル株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	バンドーアパレル株式会社介護サービス事業部	青森市大字筒井八ッ橋五一の二	平成十四年一月三十一日

青森県告示第五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項及び第二項の規定により平成十四年一月九日、十日、十八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考				
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	消化率%	DCP%		TDN%	ME kcal/kg	その他水分%	
有限会社丸三三浦商店 八戸市大字市川町字下揚49の1	同 左	65%フイッシュミール	13.12	68.1	6.2	0.7	13.1	-	-	0.2	-	-	-	17.0	80.0	-	7.6	
		くみあい配合飼料 ジェイエイエラテラテラA	13.12	18.7	6.0	2.4	5.6	0.95	0.75	-	-	-	-	17.0	80.0	-	12.2	

北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木 海岸24の7	同	左	くみあい配合飼料 ニューセレクト17	13.12	17.9	5.4	3.3	12.1	3.77	0.61	-	-	-	2.850	11.7	
			くみあい標準配合飼料 新和牛繁殖用	13.12	16.8	2.7	8.2	6.6	1.10	0.59	-	-	14.1	65.8	-	12.6
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木 海岸24の8	昭産商事株式会社 青森支店 青森市問屋町 2の15の9	ウエイクラクテナイ	くみあい配合飼料 モーストロク72	13.11	13.3	3.4	6.2	5.1	0.72	0.56	-	-	-	-	13.0	
			くみあい配合飼料 ジュエイクテナイ (ミニキューブ版)	13.12	15.6	5.5	6.2	5.5	0.93	0.68	-	12.4	74.5	-	12.5	
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町 大字東深芝4の2	昭産商事株式会社 青森支店 青森市問屋町 2の15の9	ワルニ田配合飼料 ノーバ17	クエイクラクテナイ	13.12	17.3	5.9	3.4	5.6	0.93	0.67	-	-	-	13.1		
				13.12	17.4	9.9	3.8	12.5	4.08	0.50	-	-	-	-	11.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五十二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当事者	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	住所	所期	日場	場所
当事者					
聴聞の期日及び場所					

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産振興課
(担当 管理指導班 電話〇一七―七三―四一九五九一)
- 2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

坂井松代	上北郡六ヶ所村 大字泊字焼山八 六四番地	平成十四年 三月十二日 午後二時	青森市長島一 丁目一番一号 青森県庁西棟 六階農林水産 部会議室
------	----------------------------	------------------------	--

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

荒川地区の県営土地改良事業（鉱毒対策）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沖浦第2地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大銀杏地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項に

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、杉山地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、成滝地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで
- 三 縦覧の場所
小泊村役場

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸市を行う向谷地前地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 三 武

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで
- 三 縦覧の場所
八戸市庁